

新型コロナウイルス関連情報（９月１７日現在）

１ 喫連邦保健省によれば、１７日（木）１５時現在、新たにオーストリア国内で８９８名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例が発生し、死亡事例の発生はなかった旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は３６，２０８名（内死亡数：７５８名、治癒数：２８，０４４名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・ウィーン市（州）：１２，２４０名（＋３９８）（内死亡２３０名、治癒８，０５４名）
- ・オーバーエーステライヒ州：５，６２６名（＋１４３）（内死亡６８名、治癒４，８３９名）
- ・チロル州：５，２０３名（＋８４）（内死亡１０９名、治癒４，５５７名）
- ・ニーダーエーステライヒ州：５，２５８名（＋１３５）（内死亡１１０名、治癒４，２０９名）
- ・シュタイアーマルク州：３，０１０名（＋４３）（内死亡１５７名、治癒２，４４８名）
- ・ザルツブルク州：１，９２４名（＋２８）（内死亡４０名、治癒１，６５６名）
- ・フォアアールベルク州：１，５６２名（＋４２）（内死亡２０名、治癒１，１１５名）
- ・ケルンテン州：７４１名（＋１２）（内死亡１３名、治癒６４９名）
- ・ブルゲンラント州：６４４名（＋１３）（内死亡１１名、治癒５１７名）

２ オーストリア政府は１７日、新型コロナウイルス対策措置のさらなる厳格化を発表しました。新たにとられる措置は以下のとおりです（２１日０時に発効）。

マスク等着用：

・屋外を含め市場（Markt）及び見本市でも義務付ける（ウィーン州のみ条例に基づき市場での義務付けを１９日０時に発効）。

・これまで飲食店では従業員に対してのみ義務付けていたが、客に対しても義務付ける（飲食のための着席時を除く）。

飲食店：

- ・一つのテーブルに座る人数を最高１０人に制限する。
- ・貸切営業の営業終了時間を夜中の１時までには制限する。

私的な行事・パーティー：

- ・屋内での参加者を最高１０人に制限する
- ・葬式、宗教行事には上記制限を設けず、個人住宅でのパーティーに対しては上記制限を推奨する。

3 16日19時にドイツ政府は、ウィーン州を新型コロナウイルスの危険地域に指定しました。これにより、ウィーン州からの入国者に対して48時間以内の陰性証明書の提示または14日間の自己隔離が義務付けられました（ザルツブルク州とチロル州を結ぶドイツ内道路走行を含むトランジットは対象外）。陰性証明書を持参しないで入国した場合、ドイツで無料検査を受けることが可能ですが、検査結果が出るまで自己隔離となります。ただし、州毎に追加措置が課されることがありますので注意が必要です。

また、ベルギーも同日、ウィーン州を危険地域に指定し、ウィーン州からの入国者に対してベルギーにおける検査及び14日間の自己隔離を義務付ける措置が18日16時に適用開始となります。さらに、デンマークも17日にオーストリアを危険国に指定し、19日0時からの特段の事情がある場合のみ入国が可能になります（留学や出張等は可。観光は不可）。詳細は以下、オーストリア外務省ホームページ等で確認して下さい。

なお、これらの諸国以外に既にスイスがウィーン州を危険地域、英国、ノルウェー、キプロス、フィンランドなどがオーストリアを危険国に指定し、ウィーン州またはオーストリアからの入国を規制していますので、これらの諸国への渡航に際しては最新の渡航情報を確認する必要があります（ハンガリーについてはオーストリアに限定せずに入国規制を実施中）。

オーストリア外務省ホームページ：

・ドイツ

<https://www.bmeia.gv.at/reise-aufenthalt/reiseinformation/land/deutschland/>

・ベルギー

<https://www.bmeia.gv.at/reise-aufenthalt/reiseinformation/land/belgien/>

・デンマーク

<https://www.bmeia.gv.at/reise-aufenthalt/reiseinformation/land/daenemark/>

在ドイツ日本国大使館ホームページ：

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD2

（「ドイツの防疫対策」の項をご参照ください。）

4 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約 30 秒間石鹸で手洗いをする
 - ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
 - ・握手と抱擁を避ける
 - ・くしゃみをする際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。
- ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月一金、9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 01）5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 01）5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html